

新宿区介護保険サービス事業者等における事故発生時の報告取扱要領

- 15 新福高介第 1867 号 部長決定
- 改正 16 新健介経第 360 号 部長決定
- 改正 18 新健介指第 142 号 部長決定
- 改正 19 新福介指第 1329 号 部長決定
- 改正 21 新福介指第 183 号 部長決定
- 改正 24 新福介給第 82 号 部長決定
- 改正 25 新福介給第 91 号 部長決定
- 改正 28 新福介給第 1069 号 部長決定
- 改正 30 新福介給第 35 号 部長決定
- 改正 5 新福介給第 1005 号 部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、居宅サービス等に係る人員、設備、運営その他の適切なサービスを行うために必要な事項に関し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく省令等で定める基準（以下「指定基準」という。）及び「東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（23 福保高介第 203 号）の規定により、事故が発生した場合における必要な措置としての報告に関し必要な事項を定め、事故への速やかな対応及び事故の再発防止に資することを目的とする。

(報告)

第 2 条 指定居宅サービス事業者（基準該当居宅サービス事業者を含む。）、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者（基準該当居宅介護支援事業者を含む。）、指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護医療院、指定介護予防サービス事業者（基準該当介護予防サービス事業者を含む。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者（基準該当介護予防支援事業者を含む。）、（以下「サービス事業者等」という。）がそれぞれ行う居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援（以下「介護保険サービス」という。）並びに宿泊サービスの提供中における事故又は介護保険サービスや宿泊サービスの提供に影響を及ぼす事故が発生した場合は、サービス事業者等は事故報告書（様式）（以下、「報告書」という。）により、新宿区（以下「区」という。）に対し、報告するものとする。

2 前項の報告は、事故に係る者が区の被保険者である場合又は事故に係るサービス事業者等の所在地が区にある場合に行うものとする。

(事故の範囲)

第 3 条 報告すべき事故の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険サービスや宿泊サービス（送迎、通院等を含む。）の提供中に生じた利用者の怪我又は死亡事故（転倒若しくは転落に伴う骨折若しくは出血、火傷、誤嚥、異食又は薬の誤与薬等により医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）をしたもの若しくは入院したものをいう。ただし、軽易な擦過傷又は打撲を除く。）
- (2) 集団で生活又は利用する介護保険事業所で発生した感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、

二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。)、食中毒、結核又は疥癬で、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成 17 年 2 月 22 日老発第 0222001 号厚生労働省老健局等連名通知) 4 に該当する場合

- (3) 利用者の処遇に影響のある従業員の法令違反又は不祥事等
 - (4) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により介護保険サービスや宿泊サービスの提供に影響する重大な事故
 - (5) 前各号のほか区が報告を求める事故
- 2 前項各号に掲げる事故は、サービス事業者等の過失の有無を問わず、利用者又は第三者の過失によるものを含む。

(報告の手順)

第 4 条 サービス事業者等が行う報告の手順は、次のとおりとする。

- (1) 事故発生後速やかに、事故に関係する利用者の家族に事故の概要及び具体的な対応状況等を伝達する。
- (2) 事故発生後、5 日以内に報告書を区に提出する。ただし、緊急性が高い場合には、第一報を電話で行うものとする。
- (3) 事故に関係する利用者が居宅サービスを利用している場合は、当該利用者と契約している居宅介護支援事業所にも同様の報告書を提出する。
- (4) 事故対応が長期化する場合又は第一報の内容に変更が生じた場合は、適宜途中経過を事故に関係する利用者の家族及び区に報告する。

(報告書の提出先)

第 5 条 報告書の提出先は、新宿区福祉部介護保険課とする。

(区の対応)

第 6 条 区は、報告書の提出(第 5 条第 2 号の規定による電話での報告を含む。)を受けたときは、事故に係る状況を把握するとともに、必要に応じて当該サービス事業者等へ助言を行う。

- 2 区は、サービス事業者等が指定基準に違反している事項があると認めるときは、東京都と連携して指導を行う。ただし、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、及び指定介護予防支援事業者が指定基準に違反している事項があると認めるときは、直接指導を行う。
- 3 区は、事故に関係する利用者が区以外の被保険者である場合は、必要に応じて関係保険者との連携を図る。
- 4 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。
- 5 区は、事故に関係する利用者又はその家族から当該事故に関する苦情の申立てがあった場合には、必要な助言を行うとともに、事業者との調整を図る。

附則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 11 月 17 日から施行する。

附則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。